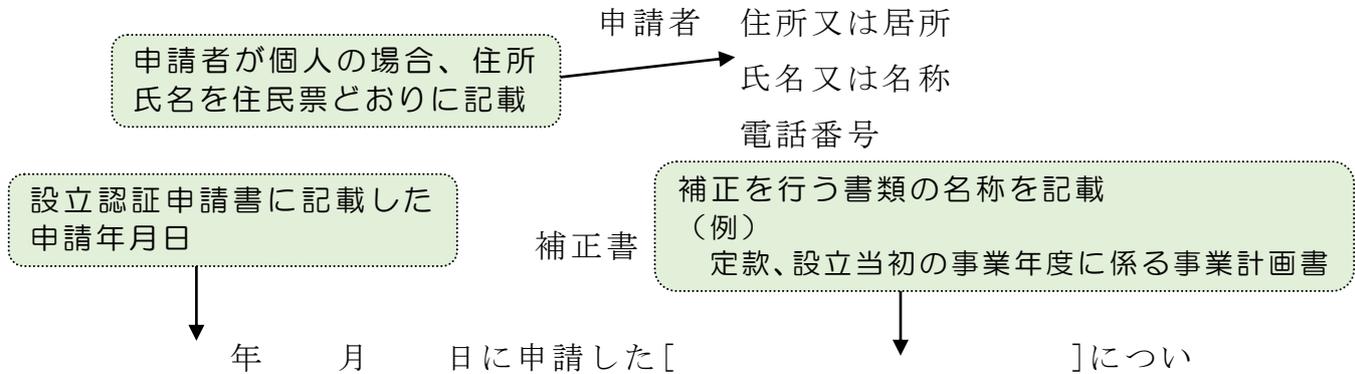


誤字などの軽微な不備については、設立申請書の所轄庁到達日から1週間に満たない期間、補正することができます。

様式第1号の2(第3条の2関係)

年 月 日

浜田市長 様



て不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項の規定により、別添のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正を行う箇所について、補正前と後の違いを明らかにします。「別添のとおり」として別葉に対照表を作成しても構いません。

2 補正の理由

添付書類 補正後の書類

備考

- []には補正する書類の種類を記載すること。
- 補正の内容には、変更しようとする箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

～補正ができる事項について～

補正ができる事項には限りがありますのでご注意ください。

島根県特定非営利活動促進法施行条例（抜粋）

第3条 法第10条第4項の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のもであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。